

# 岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援事業

## Q&A

(令和8年4月1日作成)

# 1. 制度全般について

## Q1: 補助事業の対象となる品目はなんですか？

A : 野菜、果樹、花きです。

対象作物を栽培するほ場又はハウスに設置し使用する高温対策に資する機器等の導入又は更新にかかる経費を補助対象とします。米、麦、豆については対象外です。

## Q2: 導入を予定している機器等について、他の補助金制度との併用は可能ですか？

A : 同一の機器等について、国、県、市等の他の補助金との重複申請はできません。

## Q3: 補助対象となる機器等の総額が5万円未満(税抜)でも申請できますか？

A : 申請できません。

補助対象となる機器等の総額が5万円(税抜)以上である必要があります。(機器等の設置、稼働に必要な付属品等は補助対象です。工事費・運搬費・設置費・消費税等は除きます。)

ただし、交付申請時や実績報告(事業完了)後の書類審査時に補助対象外経費の存在が判明し、補助対象経費が上記金額を下回った場合、交付(支払)対象外となりますのでご注意ください。

## Q4: 機器等の本体価格が5万円未満(税抜)でも申請できますか？

A : 申請できます。

補助対象となる機器等の本体価格が5万円(税抜)未満であっても、機器等を複数台導入する場合や、機器等の設置に必要な付属品等を含む場合などで、総額が5万円(税抜)以上である場合は申請できます。

## Q5: 現在は個人事業主で認定農業者ですが、12月25日までに法人化する予定です。法人の補助上限額で交付申請できますか？

A : 個人事業主人又は法人の種別については、申請の時点を基準とします。したがって、申請時に個人事業主であって、補助事業の期間中に法人化する場合は、個人事業主の補助上限額での交付決定となります。

**Q6:1事業者あたり1回の申請の中で、複数の機器等を申請することは可能ですか？**

A :可能です。

1回の申請で複数台まとめて申請できます。ただし、総額5万円以上であることが必要です。申請ができる回数は1事業者1回です。

## 2. 申請方法について

**Q7:本補助金は申請書を提出すれば交付してもらえますか？**

A :審査のうえ交付を決定します。

申請内容が要件に合致していること等を審査後、交付決定を通知します。(交付の決定前に機器等の購入を行った場合は補助対象外となります。)

事業は予算の範囲内で実施するものとし、予算額に達した場合は申請期間内であっても受付を終了することがあります。

**Q8:交付申請の方法は？**

A :郵送で申請してください。

申請期間は、令和8年4月13日(月)から5月29日(金)までです。(消印有効)

申請先は、JA 岡山各営農センター・JA 晴れの国岡山赤磐アグリセンター・瀬戸支店です。

**Q9:補助金を申請するための必要書類は？**

A :以下のとおりです。

①岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金交付申請書(様式第1号)

②事業計画書・収支予算書(様式第2号)

③補助対象経費に係る見積書の写し

※1台ごとの本体価格が100万円(税抜)を超える場合は2者以上必要

④導入機器の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料

⑤認定農業者、認定新規就農者及び農事組合法人であることを証する書類

※認定農業者、認定新規就農者及び農事組合法人認定又は更新見込みの者については、誓約書

- ⑥(申請者が個人事業主の場合)運転免許証の写しその他本人であること及び住所を証する書類
- ⑦(申請者が法人の場合)定款又は規約及び構成員名簿の写し
- ⑧市税の滞納無証明書
- ⑨その他農業協同組合の長が必要と認める書類

**Q10:申請書等の入手方法は？**

A :岡山市ホームページから取得可能です。認定農業者等の取得見込みについての誓約書等の参考様式についても、同様に農林水産課ホームページからダウンロード可能です。

**Q11:市税の滞納がないことが要件となっていますが、滞納無証明書はいつ提出すれば良いのでしょうか？**

A :補助金交付申請時に市税の滞納無証明書を提出していただきます。

**Q12:滞納無証明書はどこで取得できますか？**

A :岡山市の各区市税事務所窓口・地域センター・支所・連絡所・サービスコーナー・サービスセンター等で取得できます。手数料は1件につき600円です。

**Q13:見積書についての注意点はありますか？**

A :見積書(交付申請時点で有効期限内のもの)の添付がない場合は受付できませんのでご注意ください。

また、見積書を取得する際には、必ず事業期間(令和8年12月25日(金))までに納入できることを確認のうえ、取得してください。納期が遅れる等、申請者の責めに帰さない事由であっても事業実施期間内(交付決定後～令和8年12月25日(金))に納品、支払、実績報告まで完了できない場合は、補助対象となりませんので、十分ご注意ください。

**Q14:2者以上の相見積書は、どのような場合に必要で、どのタイミングで提出する必要がありますか？**

A :2者以上の相見積書については、機器等1台ごとの補助対象経費が100万円(税抜)を超える場合に、同一条件による入手価格の妥当性を確認するため、必要となります。交付申請時に相見積書を提出してください。提出した見積書の内、補助対

象経費が最も安価なものが補助対象となります。

なお、機器等1台 100 万円(税抜)以下の場合、相見積書は不要です。

**Q15:相見積書を取得する際、内容について条件はありますか？**

A :価格の妥当性を確保する必要があるため、同一機種の見積書を取得してください。

**Q16:見積書を取得する際の注意点はありますか？**

A :見積書を取得する場合は以下の条件を満たす必要があります。

- ・補助対象となる機器等の総額が5万円(税抜)以上であること。(工事費、運搬費、設置費、消費税等除く。)
- ・①宛名(申請者名)、②業者名、③申請時点で有効期限内のもの、以上3つの条件が全て揃っていること。
- ・補助対象経費と補助対象外経費が明確に判断できること(複数経費一式などまとめて記載されたものでは補助対象経費を判断できません)。
- ・機器等1台ごとの補助対象経費が 100 万円(税抜)以下であれば1者、100 万円(税抜)を超える場合は2者以上の相見積書を提出すること。
- ・事業期間内(令和8年12月25日(金)まで)に納入できることを必ず確認してください。

**Q17:見積書を作成する際に、値引き(下取りを含む)がある場合、どのように記載したら良いですか？**

A :見積書に値引き(下取りを含む)の記載がある場合は、補助対象経費からその額を差し引いた金額に対し交付額を決定することになります。

補助対象経費を含む経費全体から値引き(下取りを含む)がある場合は、金額の割合に応じて、その額を補助対象経費から控除してください。

値引きを考慮しないことにより、自己負担を軽減もしくはゼロとすることは補助金の水増し請求であり不正受給となりますのでご注意ください。

### 3. 対象事業者・対象事業について

#### Q18:対象者はどんな人ですか？

A :①～③のすべての要件を満たす者が対象です。

①岡山市内に住所又は主たる事業所がある、※認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人(認定又は更新見込みを含みます。)

②交付決定日から令和8年12月25日(金)までに高温対策機器等の購入、設置、支払いが完了できる者

③今後も事業を継続する意思がある者

※認定農業者等の認定については、広域認定のほか岡山市以外の市町村における認定であっても申請可能です。

#### Q19:岡山市外に居住していますが、岡山市内で農業を営んでいます。申請できますか？

A :申請できません。

岡山市に住所を有している人又は主たる事業所が市内にある法人が対象です。

#### Q20:事業期間に認定農業者、認定新規就農者となる見込みですが、申請できますか？

A : 申請可能です。申請時に、誓約書(農林水産課ホームページから参考様式をダウンロードできます。)を提出のうえ、認定を受けた場合は、速やかに認定農業者、認定新規就農者であることを証する書類を提出ください。

事業期間内(実績報告時)までに、認定農業者、認定新規就農者であることを証する書類が提出されなかった場合は補助金の交付が受けられませんのでご注意ください。

#### Q21:法人の構成員及び個人事業主として認定農業者又は認定新規就農者である場合や、認定農業者又は認定新規就農者であり、農事組合法人の組員である場合は、重複して申請を行うことは可能ですか？

A : 重複して申請はできません。例えば、認定農業者である個人事業主が、農事組合法人の構成員である場合は、個人事業主と農事組合法人で重複して申請はできま

せん。

## 4. 補助対象経費について

### Q22:補助対象経費はどのようなものですか？

A :補助対象となる経費は機器等の購入に係る経費です。

※補助対象機器等の設置に伴う配線や配管、稼働する上で最低限必要となる付属品は対象です。その場合、見積書については、各付属品の名称や価格がわかるように記載し、「一式」などの表記は不可とします。ただし、補助対象機器等を設置する場所の整備工事及び基礎工事に要する経費、既存設備の撤去や廃棄に伴う経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

### Q23:電気の引き込み工事や、ボーリング工事は対象になりますか？

A :補助対象外です。工事費に該当するものは対象外となります。

### Q24:補助対象外経費はどのようなものがありますか？

A :遮光・遮熱資材(ハウス用ネット、フィルム、寒冷紗、塗布剤等)・マルチ・貯水タンク等の資材類は対象外です。

また、見積書によく記載される費目の内、補助対象外経費となるのは、運搬費、設置費、工事費、撤去費、廃棄処分費、フロンガス回収破壊費、リサイクル料、見積作成費、雑費、現場経費、諸経費等があります。消費税等の租税公課も対象外経費です。

### Q25:既にメーカーや販売(納入)業者等へ発注、契約、又は購入している機器等は本補助金の対象となりますか？

A :交付決定後に発注(契約)したものが対象です。

### Q26:リースや割賦販売の機器等を購入した場合、補助対象となりますか？

A :補助対象となりません。

### Q27:中古機器等は補助対象になりますか？

A :補助対象となりません。

**Q28:消費税は補助対象となりますか？**

A :補助対象となりません。

**Q29:振込手数料は補助対象となりますか？**

A :対象となりません。振込手数料が支払先(販売業者等)の負担であった場合、補助対象経費(税抜)から振込手数料(税抜)を差し引いた額に 2/3 を乗じた額を補助金額として決定します。

**Q30:ネットショップで購入した機器等は対象になりますか？**

A :ネットショップで購入する場合であっても、メーカー又は納入業者から、「見積書」を提出いただければ対象となります。実績報告において「発注書(契約書・注文書等)」「納品書」や「領収書」等も必要です。

**Q31:支払いはどのように行えばいいですか？**

A :支払いは本補助事業に要する経費のみとし、他の取引との混合払いはしないでください。

## 5. 変更承認・実績報告について

**Q32:補助金交付決定後に補助対象経費が増減した場合、どうすればよいですか？**

A :補助対象経費が交付決定時と比べ、20%を超えて増減した場合は補助事業計画変更・中止(廃止)申請を行い、承認を受ける必要があります(20%以内の増減は申請不要です)。

なお、補助金額の増額は認められませんのでご注意ください。

**Q33:原材料不足等の影響により、事業に遅れが生じた場合、どうすればよいですか？**

A :事業計画に遅延等が見込まれ、やむを得ず補助対象機器等を変更する場合や、補助事業を中止(廃止)する場合は、速やかに補助事業計画変更・中止(廃止)申請を行ってください。本補助金は、納期が遅れる等、申請者の責めに帰さない事由であっても事業実施期間内(交付決定後～令和8年12月25日(金))に納品、支払、実績報告まで完了できない場合は、補助対象となりませんので、十分ご注意ください。

**Q34:実績報告書類とは、具体的に何を報告すればよいですか？**

A :以下の書類を提出してください。

- ①実績報告書・収支決算書(様式第9号)
  - ②岡山市園芸作物高温対策機器等導入支援補助金交付請求書(様式第10号)
  - ③補助対象機器等の設置状況が確認できる写真(任意様式)
  - ④補助対象経費の支払いを証する書類の写し(発注書(契約書・注文書等)、納品書、請求書、領収書(補助対象経費の支払いを証する書類)の写し)
  - ⑤申請人名義の補助金の振込先として指定する通帳等の写し(通帳の口座名義人・支店名・口座番号が確認できるページ)
  - ⑥認定農業者等の認定(更新)見込みで交付決定された場合は、認定農業者等であることを証する書類
  - ⑤その他、農業協同組合の長が必要と認めたもの
- 様式等は岡山市農林水産課ホームページからダウンロード可能です。

**Q35:実績報告書類はいつ提出すればよいですか？**

A :実績報告書類の提出は全ての補助事業(機器等の購入)が完了し、事業終了後から原則として 20 日以内、又は、令和8年12月25日(金)のいずれか早い期日まで  
に郵送で提出してください。認定農業者等の認定(更新)見込みで交付決定された場  
合は、認定を受けた後に、実績報告を行ってください。

**Q36:実績報告書類を提出した結果、補助金を受け取れない場合はありますか？**

A :実績報告書類を受理した後、書類審査及び現地調査等の結果、補助金の交付決  
定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合は補助金をお支  
払いできない場合がありますのでご注意ください。

**Q37:農業協同組合から支払われる補助金を申請者とは別の口座に振り込むこと  
はできますか？**

A :法人、個人事業主ともに申請者名義の口座のみとなります。(補助事業の期間内  
に種別が変更となった場合は、それを証する資料を添付してください。※個人事業  
主→法人などの場合)

**Q38:現地確認はどのように行うのですか？**

A :原則、事業完了後に提出いただいた実績報告書類に基づく審査を補完すること  
などを目的として、補助対象設備等の設置・使用状況の確認や書類の原本確認等を  
必要に応じて実施します。また、交付決定前や事業実施期間中にも必要に応じ実施  
することがあります。